

## 第5期法科大学院認証評価に向けた基準の改定について（概要）

### ○ 基準改定の経緯・理由

- ・ 2007年度に開始した法科大学院認証評価では、法科大学院の質保証に取り組むべく、第1期（2007～2011年度）、第2期（2012～2016年度）、第3期（2017～2021年度）、第4期（2022～2026年度）にわたり法科大学院に必要な事項を定め、評価を行ってきた。その間、法科大学院を取り巻く環境に応じて、法令改正等の機会に基準を見直し、適宜評価システムの改善に努めてきた。
- ・ この度の改定では、これまでに定めた当該分野の高度専門職業人に必要な能力やこれを涵養するための教育課程に求められる要素は引き継ぐこととする。ただし、関連法令の改正や関係省庁からの通知等を踏まえ、時代の変化にあわせた表現に更新するとともに、法科大学院の特徴をよりの確に評価できる基準へと見直した。
- ・ 基準の改定にあたっては、本協会の「基準委員会」のもとに「法科大学院基準検討小委員会」を設置し、審議・起案を行った。

### ○ 主な改定点

#### （1）【重要視点】の設定

- ▶ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会による「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」（令和2年6月17日付）を踏まえ、個別の法科大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が法科大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイント「評価の視点」のうち、重点的に評価するものについて、【重要視点】を設定し、対応する「評価の視点」に明記した。

以 上